

ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）

1. 人権尊重社会の確立

現状と課題

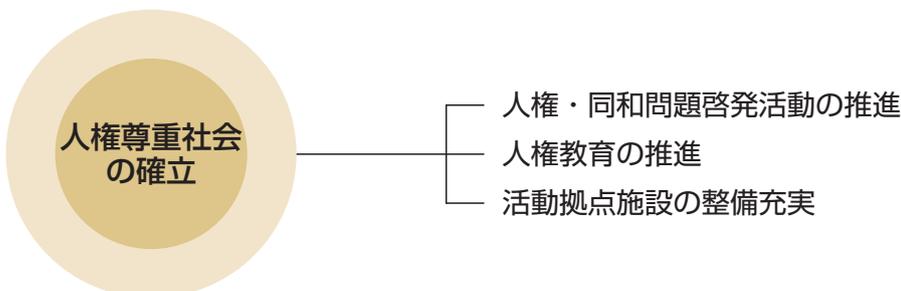
人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であって、誰もが生まれながらに持っている誰からも侵されることのない権利であり、日本国憲法でも、国民の基本的な人権が保障されています。

本市は、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざしていくため、人権尊重都市宣言を行い、人権・同和問題の解決に向けて関係機関・団体と連携をとりながら、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、人権・同和問題を正しく理解し、身近な問題としてとらえられるような教育・啓発活動を推進しています。

しかし、今なおなくなるしない同和問題、子どものいじめ・虐待、女性や高齢者への暴力、障がい者、外国人等への差別・偏見など様々な人権問題（侵害）が存在しています。さらに、情報化の進展に伴い、インターネット等による新たな人権侵害事象も発生しています。

これらの問題の解決のためには、市民の理解と協力が必要であり、市民意識を十分に把握し、今までの講演会、研修会、広報などの啓発活動を見直し、市民一人ひとりが、あらゆる差別に対して敏感となり、差別をしない、させない、許さない行動を実践してもらえるような施策の推進、さらに人権啓発の交流活動及び地域福祉の向上のための拠点施設の整備充実をめざした施策を推進することが重要です。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 人権・同和問題啓発活動の推進

同和問題などのあらゆる人権問題の解決に向けて各種の啓発事業を実施し、市民の人権意識の高揚を図り、差別・偏見のない人権尊重社会の実現をめざします。

- 人権・同和問題啓発活動事業
- 企業同和推進事業

(2) 人権教育の推進

すべての人が生涯にわたり、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意識や態度を身につけていくための人権教育を推進します。

- 人権教育一般事業
- 集会所管理運営事業
- 人権教育推進事業

(3) 活動拠点施設の整備充実

人権・同和問題の正しい理解と認識を目的とした人権啓発や地域福祉向上のため、開かれた市民交流の拠点施設をめざし、各種事業の充実を図ります。

- 隣保館管理運営事業
- 児童館管理運営事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
人権・同和問題に自分も努力すべきと回答した市民の割合（人権・同和問題に関する意識調査より）	%	22.8	30.0
人権講演会・研修会などへの参加人数	人	6,183	7,000

2. 男女共同参画の促進

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、景気の低迷などに伴い、職場や家庭において個人の尊厳や男女の尊重に対する取り組みが抑制され、真の意味での生活の豊かさが充足されにくい環境の広がりが懸念されています。

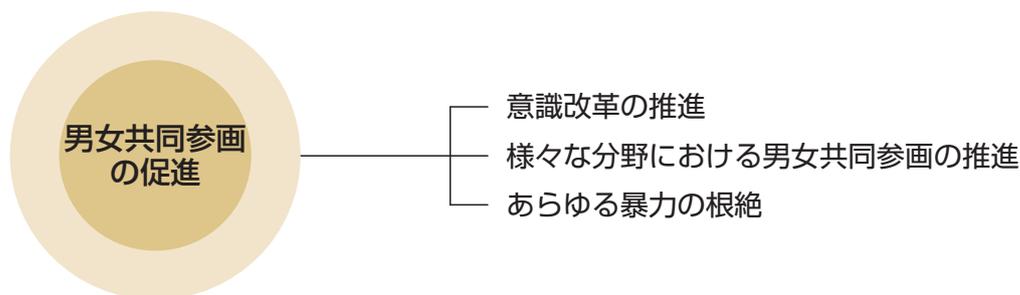
このため、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮して充実した生活を享受できる社会の構築が強く求められています。

このためには、男女共同参画に対する理解と関心を深め、性別による固定的な役割分担意識やそれらに基づく社会制度・慣行などを改めることにより、男女がお互いに認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思と責任に基づいて社会に参画し、充実した生活を実現するとともに、その活動によってエネルギーあふれる、明るく開かれた地域社会を築くことが必要です。

本市では、このような地域社会の形成に向け、平成20年3月に「一人ひとりが輝くために」を基本理念とした「三豊市男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、このプランに基づいた男女共同参画の視点に立った意識の改革や様々な分野への男女共同参画の推進が必要となっています。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 意識改革の推進

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革の推進、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。

- 男女共同参画啓発・研修事業

(2) 様々な分野における男女共同参画の推進

審議会等への女性の積極的な登用等による政策・方針決定過程への女性参画の拡大をはじめ、家庭・地域生活と仕事の両立支援や雇用分野における男女の均等な機会・待遇の確保に関する施策の推進など、様々な分野における男女共同参画を推進します。

- 男女共同参画推進事業

(3) あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス^{※29}やセクシャル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動の推進や相談の充実に努めます。

- 暴力根絶推進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
「男女共同参画社会」という言葉を全く知らない市民の割合（男女共同参画に関する調査より）	%	16.8	10.0
法令等に基づく審議会等の女性委員の割合	%	23.0	30.0
男女共同参画に関するセミナーの開催	回	0	1

※29 ドメスティック・バイオレンス…親しい関係にある男女間における暴力や虐待

3. 情報公開の推進

現状と課題

地方分権の進展に伴い、自主自立した三豊市型まちづくりに取り組むためには、市民に対して積極的な行政情報の提供や公開を行い、市民へのアカウンタビリティ^{※30}を果たしながら、情報を共有することが必要不可欠です。

本市では、広報紙やホームページを通じて、市政運営に関する様々な情報や市民に身近な情報の提供・発信をおこなっています。また、「三豊市意見公募に関する要綱」を定め、市民アンケートやパブリックコメントを実施し、市制への参画を促進しています。

さらに、情報公開についても「三豊市情報公開条例」と「三豊市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を徹底したうえで、積極的に行政情報を公開しています。

今後も、広報紙やホームページのさらなる充実を図り、情報化時代に対応した迅速な情報発信に取り組むとともに、積極的な行政情報公開を行う必要があります。

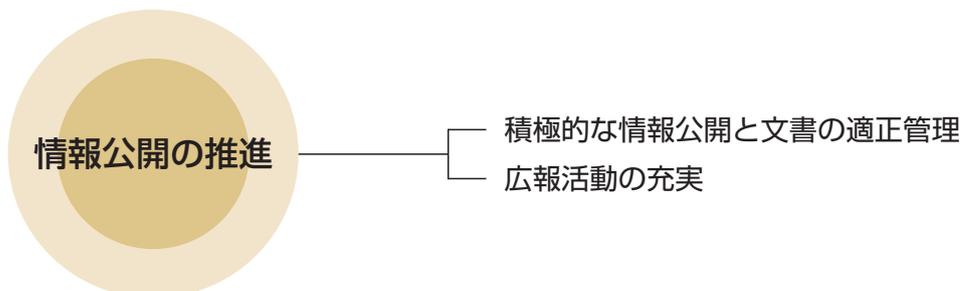
■ ホームページの年間アクセス数の状況 (単位：件)

	平成18年度	平成19年度
市ホームページ1日当たり 平均アクセス件数	2,332	3,389

資料：市情報政策課

注：平成18年度の件数は、平成19年1月から3月までの3ヶ月間の平均数値

施策の体系



※30 アカウンタビリティ…自治体が住民に対して負う説明責任

施策の内容と主要事業

(1) 積極的な情報公開と文書の適正管理

市政が、市民に分かりやすく身近に感じられるよう積極的な情報公開を推進し、公正で透明な行政運営に努め、市政に対する市民の理解と信頼を深めます。また、三豊市情報公開条例に基づく情報公開制度の円滑な運用に資するため、三豊市文書管理規程に基づき、文書を適正に管理します。

- 情報公開事業
- 個人情報保護事業
- 文書管理事業
- 文書館管理事業

(2) 広報活動の充実

広報紙やホームページのさらなる内容充実を図るとともに、インターネットを利用した行政情報のメール配信サービスの拡充など、広報活動による積極的な行政情報の発信に努めます。

- インターネットメール配信サービス事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
市ホームページ1日当たり 平均アクセス件数	件	3,389	10,000
メール配信登録件数	件	1,531(平成20年度)	3,590

4.地域内分権の推進

現状と課題

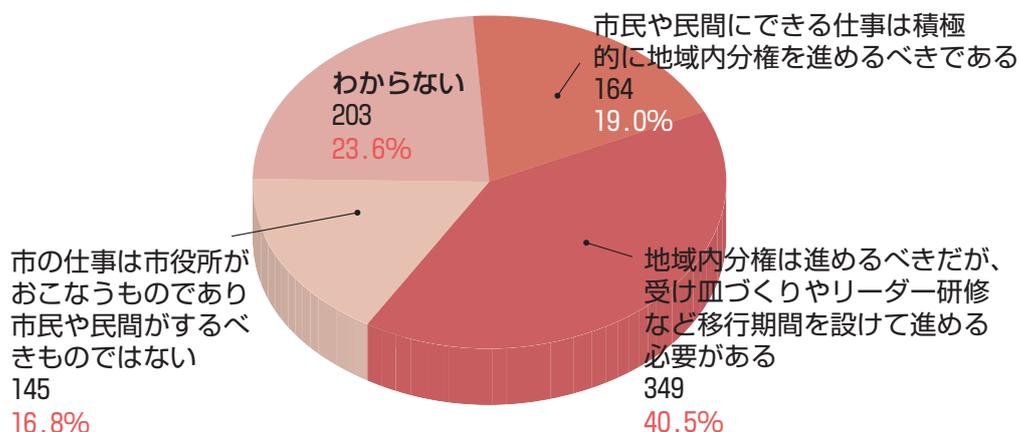
社会・経済情勢の変化に伴いますます多様化、高度化する行政ニーズに効果的に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自主・自立したまちを創造し、持続的に経営していくためには、これまで以上の市民参画や市民と行政との協働のまちづくりが必要不可欠です。

そこで、本市では「地域内分権」という手法を用いて、市民の参画や協働を得ながら新しい時代のまちづくりを行おうと考えています。

この「地域内分権」とは、今までのように公平性・平等性の原則のもと、行政があらゆる市民ニーズに対応するのではなく、市民一人ひとりが自分たちでできることから行動をはじめ、これらの行動を積み重ねていくことで地域の課題を効率的で効果的に克服するという、お互いが支え合っていくまちの仕組みを創るという考え方です。

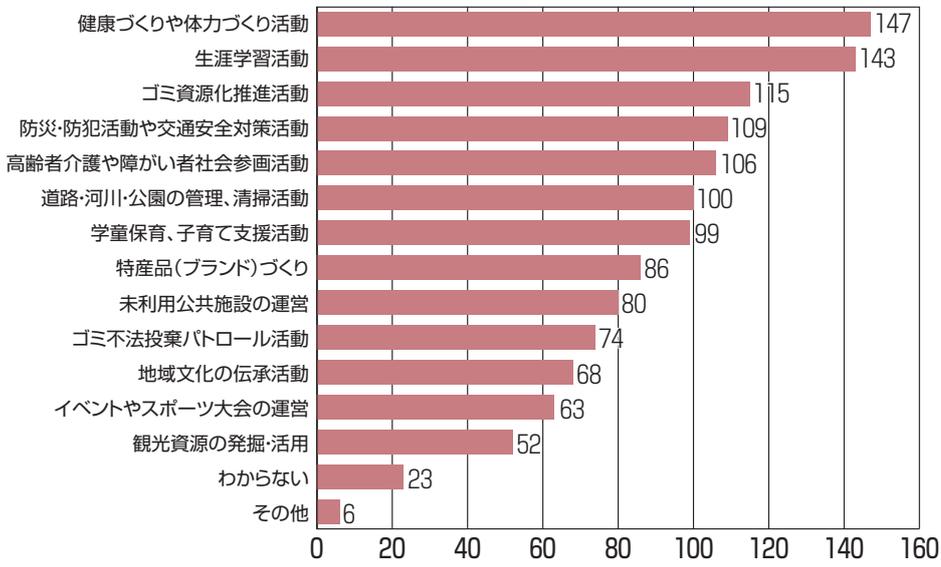
今後は、この「地域内分権」を進めるため、これまで以上に市民に積極的に情報を提供し、参画を促すとともに、そのシステムの確立に向けた指針づくりや、分権の受け皿となる公民館をはじめとする各種コミュニティ団体や自治会組織などへの支援、新たなコミュニティ組織やそのリーダーとなる人材の育成に積極的に取り組む必要があります。

■地域内分権システムへの市民意向



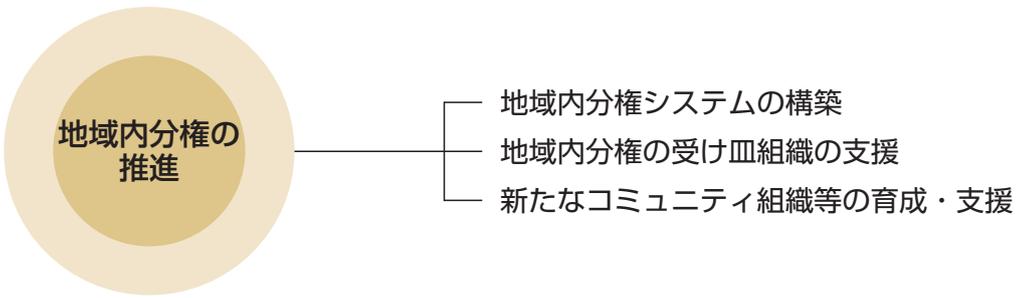
資料：市民アンケート

■市民が地域内分権によって取り組んでみたいと考える活動



資料：市民アンケート

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 地域内分権システムの構築

7 地区に設置された地域審議会において、地域内分権の推進方法等について審議を行い、持続可能なシステムの構築を図ります。

- 地域審議会事業

(2) 地域内分権の受け皿組織の支援

地域内分権の受け皿となる自治会や市民組織などの活動を支援し、組織の充実を図ります。

- 自治会振興事業

(3) 新たなコミュニティ組織等の育成・支援

新たなコミュニティ団体やNPOの組織化を支援するとともに、その中心となるリーダーの育成を行います。

- 地域内分権推進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
自治会加入世帯率	%	84.5	85.6
地域内分権リーダー養成講座 開催回数	回	0	3



5. 市民本位の行政運営の確立

現状と課題

国から地方へ、官から民へといった分権型社会が進展しようとしている今日において、自治体の権限や政策形成の重要性が拡大しています。しかし、行政に対する市民ニーズは複雑・多様化、高度化しており、これまでのような行政運営には限界が来ています。

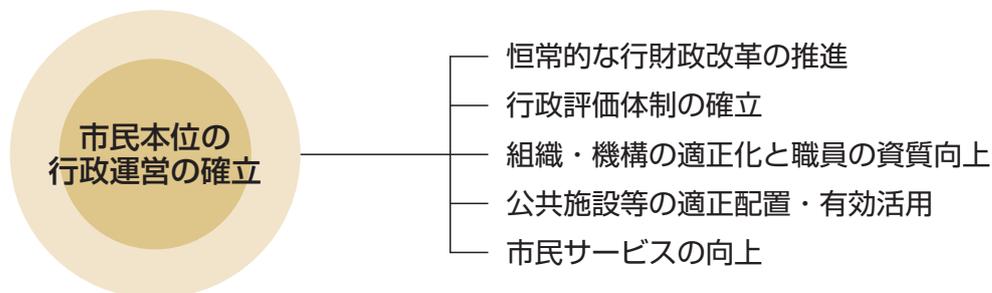
こうした状況を踏まえ、どのように行政運営を進めていくかが本市を含む多くの自治体において課題となっています。

本市ではこうした課題に対し、まず健全な市財政の確立に向けて平成19年3月に策定した「三豊市行政改革大綱」と三つの指針（中期財政計画、補助金等の整理合理化・優遇措置の見直しに関する指針、総人件費削減に関する方針）や、改革目標年次や目標数値などを具体化した「三豊市行財政改革推進プラン」に基づき、推進プランの進行管理を行い、行政改革推進委員会から意見や助言をいただきながら問題点の把握に努めています。

今後も、プランの着実な遂行を実施するとともに、新たに行政評価等の導入による事務事業の見直しや、公共施設等の適正配置を検討するとともに有効活用を積極的に進める必要があります。

また、市民本位の行政運営が推進できるよう、市民のニーズを踏まえた組織・機構の適正化を図ると同時に、職員の資質向上をめざして、人事考課制度の充実や高度な専門知識・技術を習得するための研修、業務運営などを実施し、限られた財源が市民にとって真に有効で効果的に生かせる市民本位の行政運営の確立を図り、市民サービスの向上に努める必要があります。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 恒常的な行財政改革の推進

行政改革推進本部が推進プランの実施項目の進行管理を行い、行政改革推進委員会へ成果・進捗状況を報告し、プランに掲げる目標を達成していくことにより、市民のニーズに応じた質の高い効率的で効果的な行政サービスの提供に努めます。

● 行財政改革推進事業

(2) 行政評価体制の確立

新総合計画の実効性を確保し、選択と集中により戦略的・重点的な施策の推進と長期的な見通しに立った行財政の健全な運営を図るとともに、施策、事務事業について目標達成度等を評価し適切な進行管理を実施するため、行政評価体制の確立を図ります。

● 総合計画進行管理事業

(3) 組織・機構の適正化と職員の資質向上

機能的な行政運営をめざした組織・機構と職員の適正配置を検討し、効果的な定員管理に努めます。

また、「三豊市人材育成基本方針」に基づき、人材が育ちやすい職場環境づくりや個々の能力を最大限に発揮させるための人事考課制度の充実、また高度な専門知識・技術を習得するための研修や業務運営などを実施し、プロフェッショナル

ルであり、チャレンジ精神あふれるクリエイティブな職員の育成に努めます。

- 職員研修事業

(4) 公共施設等の適正配置・有効活用

市が保有する既存施設について、その設置目的、類似施設の整備状況、利用状況、運営コスト等を検証し、適正配置を検討するとともに、その有効活用に積極的に取り組みます。

- 公共施設等適正配置検討事業

(5) 市民サービスの向上

サービスの受け手側である市民の立場を意識し、窓口業務や事務プロセス等の効率化・迅速化により、市民の視点に立ったきめ細かで質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、電子申請をはじめとする情報通信手段を利用した行政サービスの提供の充実による事務の適正化、迅速化、高度化を図ります。

- 市民情報システム管理事業
- 電子自治体事業
- 情報セキュリティ対策事業
- 不動産等適正価値評価事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
事業評価制度実施率	%	0	100